姫 監 公 表 第 1 号 平成 2 8年 (2016年) 1月15日

 姫路市監査委員
 中澤
 賢悟

 同
 田村
 一美

 同
 今栄
 進一

住民監査請求(河川等占用使用料の未徴収)に係る措置について

平成27年11月13日付姫監公表第11号において公表した標記の住民監査請求に係る監査委員の勧告を受けて、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

平成27年12月11日付で、河川管理課は、社会福祉法人Aに対し、本件事案(計5か所)について、占用開始時から占用許可決定前までの占用料相当額(以下「過去の占用料相当額」という。)及び平成27年12月11日までの利息(年5%)として、合計2,629,072円の支払を請求した。(別表1参照)

ところが、本件事案のうち運動場の暗渠については、平成19年度から占用許可を受け、占用料を支払っていたことを、Aが保管していた書類によって確認できたため、平成27年12月15日付で、河川管理課は、Aに対する請求金額を合計2,358,190円に更正した。(別表2参照)

その後、平成27年12月17日付で、Aは、最初の請求を受けた平成27年12月11日より10年以前の過去の占用料相当額について、消滅時効の援用を行った。

そこで、平成27年12月21日付で、河川管理課は、Aに対し、消滅時効にかからない過去の占用料相当額及び平成27年12月22日までの利息として、合計202,236円を請求し、翌22日付で収納した。(別表3参照)

別表 1 平成 2 7年 1 2月 1 1日付でAに請求した過去の占用料相当額及び利息額

	占用物件	対象期間	過去の占用料相当額
			及び利息額
1)	運動場の暗渠	S61年9月分から	1, 971, 500円
		H23年3月分まで	及び615,617円
2	施設の渡り廊下	H11年8月分から	11, 480円
(2)		H23年8月分まで	及び3, 529円
(3)	駐車場通路橋	H16年6月分から	4, 270円
(3)		H27年8月分まで	及び1,031円
	体育館通路橋	H22年7月分から	3, 920円
4		H27年8月分まで	及び618円
(5)	芝生広場のグレーチング	H22年7月分から	13, 650円
(3)		H23年8月分まで	及び3,457円
			合計 2,629,072円

別表 2 平成 2 7年 1 2月 1 5日付でAに請求した過去の占用料相当額及び利息額

	占用物件	対象期間	過去の占用料相当額
			及び利息額
1	運動場の暗渠	S61年9月分から	1,611,500円
		H19年3月分まで	及び703, 311円
2	施設の渡り廊下	H11年8月分から	11, 480円
4		H23年8月分まで	及び4,612円
(3)	駐車場通路橋	H16年6月分から	4, 270円
(3)		H27年8月分まで	及び1,332円
(4)	体育館通路橋	H22年7月分から	3, 920円
4)		H27年8月分まで	及び618円
(5)	芝生広場のグレーチング	H22年7月分から	13, 650円
(3)		H23年8月分まで	及び3, 497円
			合計 2,358,190円

別表3 平成27年12月21日付でAに請求し、翌22日付で収納した過去の占用料相当額 及び利息額

	占用物件	対象期間	過去の占用料相当額
			及び利息額
1	運動場の暗渠	H17年12月12日分から	117, 123円
		H19年3月分まで	及び51, 293円
2	施設の渡り廊下	H17年12月12日分から	5, 436円
		H23年8月分まで	及び1,988円
	駐車場通路橋	H17年12月12日分から	3, 694円
3		H27年8月分まで	及び991円
4	体育館通路橋	H22年7月分から	3, 920円
		H27年8月分まで	及び623円
5	芝生広場のグレーチング	H22年7月分から	13, 650円
		H23年8月分まで	及び3,518円
			合計 202, 236円